

議案第2号

竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線の運行事業者変更に伴う東広島市への乗り入れについて

令和7年12月22日提出

東広島市地域公共交通会議
会長 塚井 誠人

1 提案理由

株式会社安全タクシーから株式会社山陽タクシーへ一般乗合旅客自動車運送事業の営業権が譲渡されることとなり、これに伴い、竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線の運行事業者が変更となる。

現在、竹原市が主となり運行事業者と協議を行っている中で、当該路線について東広島市へ乗り入れる必要があることから、本会議において合意を求めるものである。

2 竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線の運行事業者変更について
別紙「資料2」のとおり

竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線の運行事業者変更について

1 趣旨

(株)安全タクシー（竹原市竹原町3499番地4）から(株)山陽タクシー（竹原市下野町3176番地1）へ一般乗合旅客自動車運送事業の営業権が譲渡されるにあたり、竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線（路線定期運行）の運行事業者が(株)安全タクシーから(株)山陽タクシーへ変更となる。当該路線について東広島市へ乗り入れる必要があることから、東広島市地域公共交通会議に対し協議を依頼するもの。

なお、運行内容について変更はない。

2 変更内容

(1) 運行事業者

現行事業者：(株)安全タクシー（竹原市竹原町3499番地4）

新事業者：(株)山陽タクシー（竹原市下野町3176番地1）

(2) 運行事業者変更予定日

新事業者による運行準備が整い次第

3 その他

運行に使用する車両において「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」第43条の規定に基づき、基準適用除外の認定申請をすることに対して、東広島市地域公共交通会議の合意が必要なことから、同様に協議を依頼する。

竹原港・竹原駅⇔広島国際空港線運行概要

- 1 運行形態
一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）
- 2 運行事業者
旧) 株式会社安全タクシー → 新) 株式会社山陽タクシー
- 3 運行内容

運 行 系 統	系 統 号	1	系 統 名	竹原港・竹原駅⇔広島国際空港 線		
	起 点	竹原フェリー	(経 過 地)	竹原駅	終 点	広島国際空港
	系 統 程 度	19.1	運 行 回 数	16回		

※停留所名称及び停留所間のキロ程は資料 2-2、時間帯及び運行回数は資料 2-3、
運行路線図は資料 2-4 のとおり。

- 4 運賃
一律下記運賃を適用するものとする。

運賃の種類	運賃の額(大人運賃)				
大人	¥	1	5	0	0
小人	¥	7	5	0	0
幼児・乳児	¥				0

- 5 使用車両
定員 10 名以下の車両を使用し、必要に応じ「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外申請を行うものとする。
- 6 運行事業者変更予定日
運行準備が整い次第
- 7 その他
車いすをご利用方等ハンデキャップのある方の利用の際には、障害者差別解消法に基づき、可能な範囲で合理的配慮を行ったうえで、現在一般旅客自動車運送事業において実施している方法（車いすはトランクスペースにて対応）により運行する。

No.	名 称	位 置	キロ程		備 考	
1	竹原フェリー	往: 竹原市港町四丁目2-24	↓往	19.1	km	運行全区間でクロスドドア方式(空港行きは乗車専用、竹原行きは降車専用)
		復: 竹原市港町四丁目2-24	0.3	0.3		
2	大石	往: 竹原市港町四丁目1-1				
		復: 竹原市港町二丁目1-1			0.7	
3	磯宮八幡	往:				往路バス停無し(復路のみ)
		復: 竹原市田ノ浦1丁目7-6			0.2	
4	道の駅たけはら	往:				往路バス停無し(復路のみ)
		復: 竹原市田ノ浦1丁目11-1			0.3	
5	新港橋	往: 竹原市中央二丁目14-8				
		復: 竹原市中央三丁目12-12			0.3	
6	本川通	往: 竹原市中央二丁目6-22				
		復: 竹原市中央三丁目6-1			0.3	
7	竹原駅	往: 広島県竹原市中央1丁目1-1				
		復: 広島県竹原市中央1丁目1-1			0.3	
8	竹原中央	往: 竹原市中央五丁目2-1				
		復: 竹原市中央三丁目3-2			0.4	
9	新開	往: 竹原市竹原町3567-8				
		復: 竹原市竹原町3576-1			0.6	
10	中通下	往: 竹原市下野町3208-1				
		復: 竹原市下野町3169-5			0.5	
11	中通	往: 竹原市下野町3099-4				
		復: 竹原市下野町3116-1			0.4	
12	上石比	往: 竹原市下野町3011-1				
		復: 竹原市下野町3011-1			0.4	
13	上条橋	往: 竹原市下野町2794-20				
		復: 竹原市下野町2794-20			0.9	
14	水の口	往: 竹原市東野町135-2				
		復: 竹原市東野町135-2			0.9	
15	大福地	往: 竹原市東野町902-1				
		復: 竹原市東野町36			0.5	
16	小早川神社	往: 竹原市新庄町111				
		復: 竹原市新庄町111			1.5	
17	下新庄	往: 竹原市新庄町1111-2				
		復: 竹原市新庄町818			0.3	
18	神田	往: 竹原市新庄町1268-1				
		復: 竹原市新庄町1148-10			0.3	
19	新庄	往: 竹原市新庄町1343				
		復: 竹原市新庄町1343-7			0.3	
20	横大道	往: 竹原市新庄町1732-2				
		復: 竹原市新庄町1446-2			0.7	
21	中葛子	往: 竹原市新庄町1917				
		復: 竹原市新庄町1917			0.9	
22	上葛子	往: 竹原市新庄町2021				
		復: 竹原市新庄町2019			0.6	
23	下粉谷	往: 竹原市新庄町2055-1				
		復: 竹原市新庄町2064			0.8	
24	上粉谷	往: 竹原市新庄町2288				
		復: 竹原市新庄町2080			0.3	
25	入野東山	往: 東広島市河内町入野2138-35				
		復: 東広島市河内町入野2138-35			1.8	
26	河内インター	往: 東広島市河内町入野1297-91				
		復: 東広島市河内町入野1297-91			0.6	
27	広島国際空港	往: 三原市本郷町善入寺64-31				
		復: 三原市本郷町善入寺64-31			4.3	
			19.1	km		↑復

資料 2-3

系統名	起 点	経過地	終 点	曜 日	運行時間帯及び運行回数				総運行回数	始発時刻	終発時刻	運輸をする期間	備 考		
					7時台～8時台	9時台～15時台	16時台～18時台	19時台～翌6時台							
竹原駅・竹原港～広島国際空港	竹原フェリー	新庄交差点	広島国際空港	平日		7時台～8時台	9時台～15時台	16時台～18時台	19時台～翌6時台	16回	7:40	19:10	令和8年2月1日以降～	運行全区間でクロスドドア方式(空港行きは乗車専用、竹原行きは降車専用)	
					往	1	4	2	1						
				復	1	4	2	1							
				土曜日		7時台～8時台	9時台～15時台	16時台～18時台	19時台～翌6時台	同上	同上	同上			同上
					往	同上									
				復	同上										
日曜日 祝日		7時台～翌6時台				同上	同上	同上	同上						
	往	同上													
復	同上														

路線図



竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線の運行事業者変更に伴う移動等円滑化基準適用除外認定申請について

1 概要

(株)安全タクシー（竹原市竹原町3499番地4）から(株)山陽タクシー（竹原市下野町3176番地1）へ一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）の営業権が譲渡されるにあたり、竹原港・竹原駅⇄広島国際空港線の運行事業者が(株)安全タクシーから(株)山陽タクシーへ変更となることに伴い、運行に使用する車両について、移動円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、東広島市地域公共交通会議の合意を求めるもの。

2 移動円滑化基準適用除外とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、路線定期運行する車両について、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けている。しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、適用除外の認定を受けることができる。

3 車両名：トヨタ

4 型式及び車体番号：

型 式	車 台 番 号
KD-KZH120G	KZH120-1003300
KH-KZH120G改	KZH120-2001264
KH-KZH120G	KZH120-2001195
KH-KZH120G	KZH120-2003170

5 使用の本拠の位置：広島県竹原市下野町3176番地1

6 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容：

- 第37条第2項第2号：乗降口スロープ
- 第39条（第1～7号）：車いすスペース
- 第40条第1項：通路の幅
- 第40条第2項：手すりの設置
- 第41条第1項：音声による運行情報提供設備
- 第41条第2項：車外用放送設備

7 認定を必要とする理由：別紙、移動円滑化基準適用除外認定理由書による

8 使用者の事業内容：一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業

令和7年12月 日

中国運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称：株式会社山陽タクシー
代表取締役 山下 峻
住 所：竹原市下野町 3176 番地 1

移動円滑化基準適用除外認定理由書

この度運行を予定している路線は、竹原市地域公共交通会議において協議され、同会議において全会一致で承認された決定に基づき運行するものであります。

使用する車両につきましては、1便9名以上の利用が生じる事例が少ないことから、株式会社安全タクシーが現在の定期路線運行で使用している車両及び当社が一般乗用旅客自動車運送事業で使用している乗車定員10人以下の車両を導入し、9名以上のご利用が生じる場合には、事前電話予約等で人数をある程度把握し、2台での対応を実施いたします。

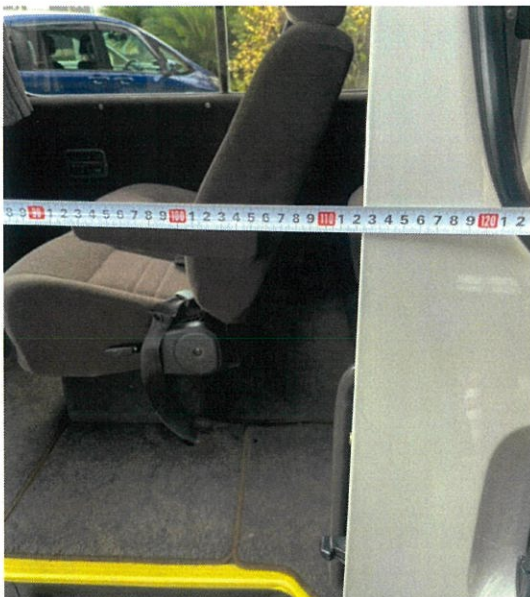
導入する車両は、車両構造上、車椅子を車内へ乗車させることが困難であるため、車椅子をご利用のお客様につきましては、障害者差別解消法に基づき、可能な範囲で合理的配慮を行ったうえで、現在一般乗用旅客自動車運送事業において実施している方法（車椅子はトランクスペースにて対応）により運行いたします。介助が必要な場合には、即時介護タクシーを手配し対応いたします。

室内スペースは、一般的なバス型車両と比較して狭いため、乗車されているお客様への案内等については、窓や扉の開閉により拡声器設備を使用しなくても対応可能な車両であります。

以上のとおり、本路線では一般的なバス車両に適用される移動円滑化基準の適合が困難な状況であるため、当該基準の適用除外認定を賜りますようお願い申し上げます。

移動円滑化基準適用除外申請に係る資料

乗降口の幅 (112cm)

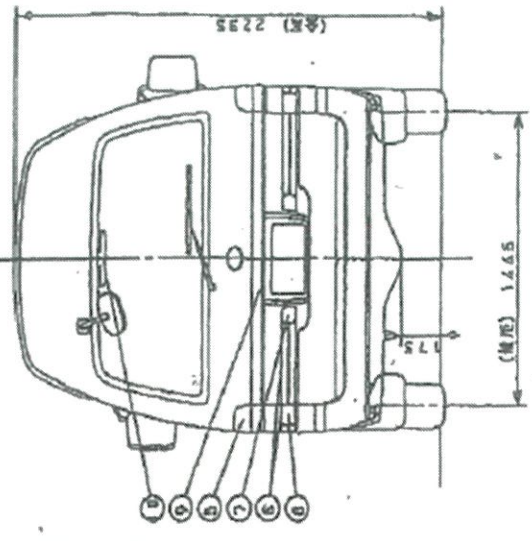
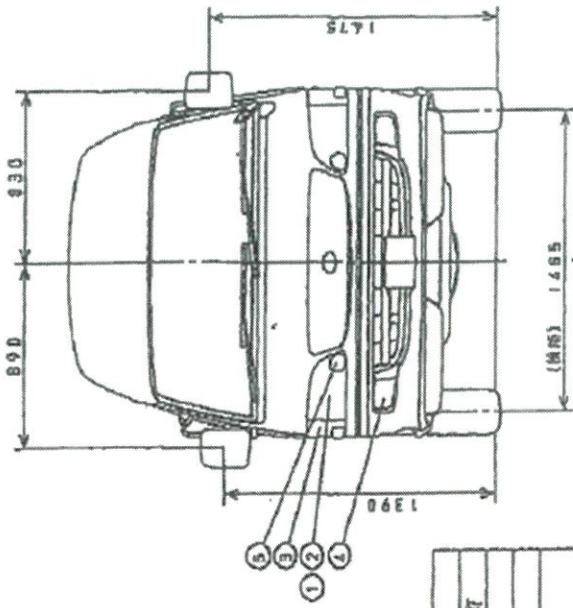


通路幅 (35cm)

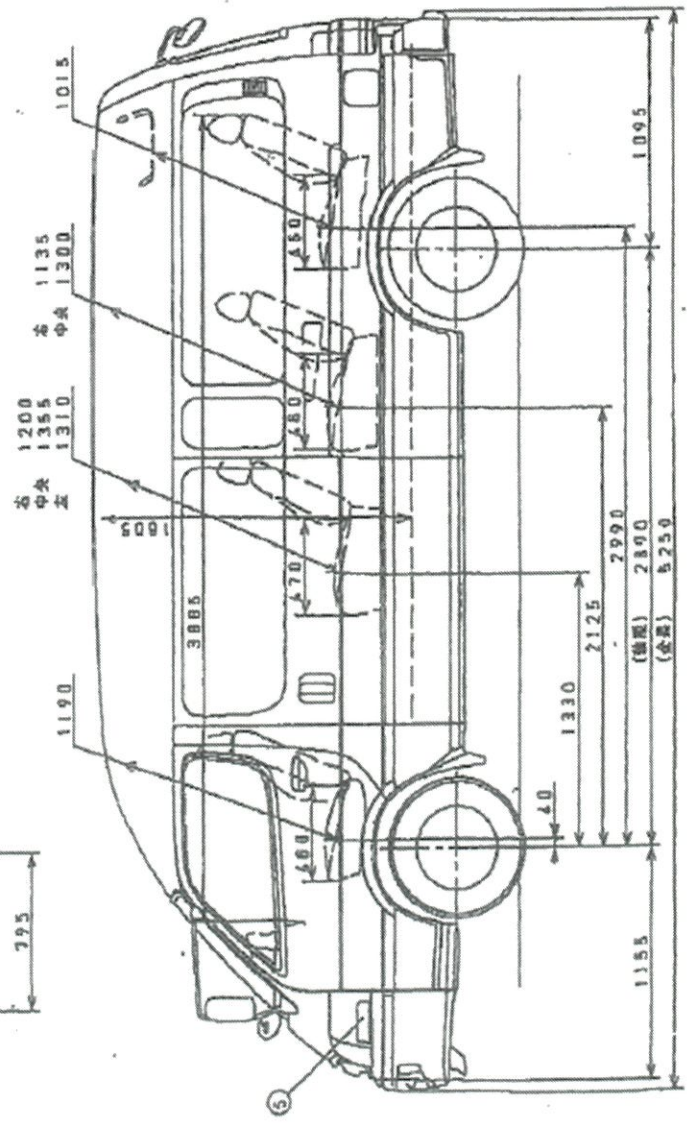
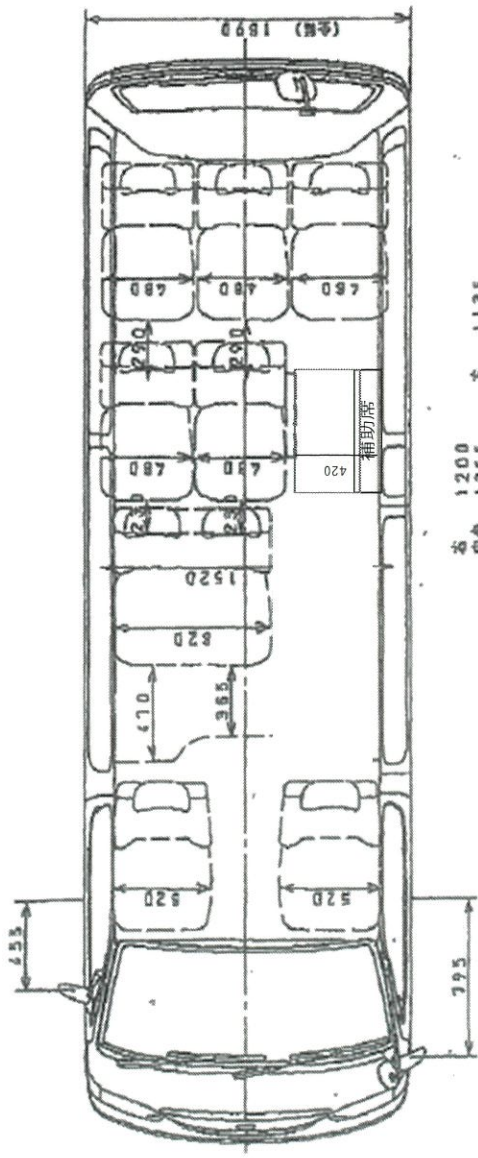


床の高さ (1段目 : 37cm 2段目 : 56cm)





①	進行用前照灯
②	すりばちい用前照灯
③	車間灯
④	制動灯
⑤	方向指示器・非常点滅表示灯
⑥	尾灯・制動灯
⑦	位置灯
⑧	後部反射器
⑨	番号灯
⑩	補助制動灯



トヨタKH-K2H120G型外観図
10人乗り (G-p)